

JSNA 次回基準改定時における 国際産業分類に準拠した経済活動別分類への移行について

1. 問題意識

1993SNA 及び 2008SNA マニュアルについて、「同一の主活動を行っている事業所は、国際標準産業分類 (ISIC) ¹に従って産業に類別される。」とされており、諸外国の生産側 GDP の推計に用いられている経済活動別分類は、国際産業標準分類との整合性が意識されたものとなっている。一方、JSNA では 1968SNA からの伝統的な経済活動別分類 (産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の 3 区分、及びそれらの内訳) が維持されているが、これは時系列データの連続性を確保する一方で、国際比較可能性を犠牲にしてきた面がある ²。

そこで、今般の JSNA 次回基準改定における 2008SNA への対応と併せて、国際比較可能性の向上を目指した経済活動別分類を設定することを検討する。

2. 国際標準産業分類への対応方針 (案)

- 現行の平成 17 年基準 JSNA における経済活動別分類の小分類 ³の推計過程で用いている内部データの組み替え等により、可能な限り国際標準産業分類第 4 版(以下、「ISIC Rev.4」という。)の大分類への対応づけを行う (参考 1 及び参考 2 右表中「大分類」欄参照)。
- その際、現行の産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利生産者という区分は取り止める。その場合、例えば大分類「教育」には、非市場生産者及び市場生産者の教育の合計が表章される (参考 1 参照)。
- 上記の内部データの内容が、ISIC Rev.4 の 2 つ以上の大分類にまたがるなど ⁴対応が難しいものについては、ISIC Rev.4 における関連する大分類を統合した分類を、JSNA の大分類として設定する (参考 2 参照)。
- 経済活動別分類の中分類、小分類及び生産側 QNA の公表分類については、推計値の検証等を踏まえつつ、JSNA の次回基準改定までに検討する (参考 2 参照)。
- 以上の対応は、JSNA の次回基準改定以降の計数表 ⁵に適用する。

¹ 1993SNA マニュアルでは ISIC Rev.3(パラ 2.45)、2008SNA マニュアルでは ISIC Rev.4(パラ 2.39)

² 具体的には、経済協力開発機構 (OECD) への国民経済計算関連データ提供のうち産業別 GDP に対して計数を提供できない等の支障が出ている。

³ 国民経済計算年報フロー編「主要系列表 3 経済活動別国内総生産」における分類。

⁴ 例として、平成 17 年産業連関表の「6699-099 その他の対事業所サービス」は、ISIC の大分類「M. 専門、科学及び技術サービス業」と「N. 管理・支援サービス業」にまたがる。

⁵ 現行 JSNA で経済活動別で公表している計数表は、フロー編主要系列表 3、付表 2～5、23、ストック編付表 5。

(参考 1)

JSNA の経済活動別新旧比較(案)

＜現行JSNAの経済活動別分類(平成17年基準)＞

＜次回基準改定におけるJSNAの経済活動別分類(案)＞

区分	大分類	中分類	小分類	内容
産業	農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、獣医療業、農業サービス業
			林業	林業
			水産業	漁業・水産養殖業
	鉱業	鉱業	鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、金属鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業
			製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、精穀・製粉製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業 繊維 製糸業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業 パルプ・紙 パルプ・紙・紙加工品製造業 化学 基礎化学製品製造業、化学繊維製造業、その他の化学製造業 石油・石炭製品 石油製品製造業、石炭製品製造業 窯業・土石製品 窯業・土石製品製造業 一次金属 鉄鋼 製鉄業、その他の鉄鋼業 非鉄金属 非鉄金属製造業 金属製品 金属製品製造業 一般機械 一般機械器具製造業 電気機械 産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業 輸送用機械 輸送用機械 自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械製造業 精密機械 精密機械器具製造業 衣服・身回品 衣服・身回品製造業 製材・木製品 製材・木製品製造業 家具 家具製造業 印刷 印刷・製版・製本業 皮革・皮革製品 皮革・皮革製品・毛皮製造業 ゴム製品 ゴム製品製造業 その他の製造業 その他の製造業 建設業 建設業 建設業 建設業、土木業 電気・ガス・水道業 電気・ガス・水道業 電気業 電気業 ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業 卸売・小売業 卸売・小売業 卸売業 卸売業 小売業 小売業 金融・保険業 金融・保険業 金融業、保険業 金融業、保険業 不動産業 不動産業 住宅賃貸業 住宅賃貸業 その他の不動産業 不動産仲介業、不動産賃貸業 運輸業 運輸業 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業 情報通信業 情報通信業 通信業 電信・電話業、郵便業 放送業 放送業 情報サービス 情報サービス業、映像・文字情報制作業 映像・文字情報制作業 映像・文字情報制作業 サービス業 サービス業 公共サービス 教育、研究、医療・保健衛生、その他の公共サービス業 対事業所サービス 広告業、業務用物品賃貸業、自動車・機械修理、その他の対事業所サービス業 対個人サービス 娯楽業、飲食店、旅館、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業 政府サービス生産者 電気・ガス・水道業 電気・ガス・水道業 電気・ガス・水道業 下水道、廃棄物 サービス業 サービス業 サービス業 教育、学術研究 公務 公務 公務 公務 対家計民間非営利サービス生産者 サービス業 サービス業 教育 教育 その他 その他のサービス業

大分類	内容(注)	対応するISIC大分類
1 農林水産業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業 林業 漁業・水産養殖業	A.農林漁業
2 鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、金属鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業	B.鉱業及び採石業
3 製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、精穀・製粉製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業 製糸業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 基礎化学製品製造業、化学繊維製造業、その他の化学製造業 石油製品製造業、石炭製品製造業 窯業・土石製品製造業 製鉄業、その他の鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業 自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械製造業 精密機械器具製造業 衣服・身回品製造業 製材・木製品製造業 家具製造業 印刷・製版・製本業 皮革・皮革製品・毛皮製造業 ゴム製品製造業 その他の製造業	C.製造業
4 建設業	建築業、土木業	F.建設業
5 電気・ガス・水道業	電気業 ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業	D.電気・ガス・蒸気及び空調供給業、E.水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化
6 卸売・小売、修理業	卸売業、小売業 自動車・機械修理	G.卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業
7 金融・保険業	金融業、保険業	K.金融・保険業
8 不動産業	住宅賃貸業 不動産仲介業、不動産賃貸業	L. 不動産業
9 運輸・郵便業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業、 郵便業	H.運輸、保管業
10 情報通信業	電信・電話業 放送業 情報サービス業、映像・文字情報制作業	J.情報通信業
11 宿泊・飲食業	飲食店、旅館、	I.宿泊、飲食業
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	研究開発サービス業 、広告業、業務用物品賃貸業、その他の対事業所サービス業、 獣医療業	M.専門、科学及び技術サービス N.管理・支援サービス
13 公務	公務	O.公務及び国防、強制社会保障事業
14 教育	教育	P. 教育
15 保健衛生・社会事業	医療・保健衛生、 その他の公共サービス業	Q.保健衛生及び社会事業
16 その他のサービス業	娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、 その他の対個人サービス業	R.芸術、娯楽、レクリエーション業 S.その他サービス業

(注)「内容」は、現行JSNAを参考に作成。次回基準改定における中分類、小分類、内容については、平成23年産業連関表等を参考に検討中。

JSNA 次回基準改定時における国際標準産業分類に準拠した経済活動別分類(案)

